

『緊急事態宣言』を踏まえた市立小中学校・幼稚園における2学期
当初の対応及び保育所（園）等の施設における対応について」

令和3年8月25日 教育委員会・子ども政策部

◆趣 旨

三重県に8月27日から「緊急事態宣言」が発出されることが決定しました。本市においても新規感染者数が多数確認されており、児童生徒の感染者も増えています。このため市立小中学校・幼稚園における感染防止を徹底するため、「緊急事態宣言」の期間中、市立小中学校は分散登校及びオンライン授業を実施し、幼稚園は臨時休業とします。また、保育所（園）等についても、同期間中について施設利用の自粛要請を行います。

◆2学期当初の対応

9月1日（水） 始業式：午前中の分散登校とする。

9月2日（木） 分散登校A班 午前中3限授業

9月3日（金） 分散登校B班 午前中3限授業

9月6日（月）～9月10日（金） オンライン授業（午前中3限授業）

- ・児童生徒は自宅でオンライン授業を受ける。
- ・家庭の事情等により、やむを得ず学校で預かる児童については、学校でオンライン授業を受ける。
- ・オンライン授業は、令和2年度に配備した端末（Chromebook）を利用し、全児童生徒に貸し出しを行う。Wi-Fi環境のない家庭には、ドングル（LTE通信機器）の貸し出しも行う。

※給食は、9月10日（金）までは実施しない。

◆学校教育活動

- ・部活動及び通級学級は、宣言期間中は中止とする。
- ・修学旅行は、10月以降に延期する。

◆公立幼稚園

9月1日（水）から9月10日（金）の間は臨時休業とし、やむを得ない事情のある場合は、午前中のみ予約とする。

◆保育所（園）等

8月27日から9月12日（日）まで登園自粛要請を行うが、家庭での保育が困難な場合は、利用可能とする。

◆放課後児童クラブ

8月27日から9月12日（日）まで通所自粛要請を行うが、家庭での保育が困難な場合は、利用可能とする。また、9月1日（水）～3日（金）及び9月6日（月）～10日（金）の期間は、午後のみ開所とする。